

第39回滋賀県消費生活審議会議事録

- 1 日 時 : 平成19年2月5日(月) 14:00~16:00
2 場 所 : 県庁本館2階 防災対策会議室
3 出席者 : [委員] 遠藤委員・川口委員・川濱委員・小寺委員
中委員・中田委員・中谷委員・西尾委員
林委員・平尾委員・見上委員
[県] 中村県民文化生活部長・畑県民生活課長・藤橋参事
石河消費生活センター所長・酒井次長
林食の安全推進室参事
水野課長補佐・小山田主幹・萩原主査・中島主任主事

議題1 会長・副会長の選出

滋賀県消費生活条例施行規則第2条第2項により、委員の互選によって、会長には見上委員、副会長には中田委員が選出された。

議題2 平成18年度上半期消費生活相談受付状況

会 長 それでは今日の議事次第に基づいて、最初の議題である18年度上半期消費生活相談受付状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)[資料4]

会 長 今の件について、意見あるいは質問があればお願いします。
1点、一番最後のところで、自己破産というのがあったが、自己破産の相談というのはどういう相談か、自己破産したいという相談か、したほうがいいのかという相談か。

事務局 自己破産したという人も自己破産を考えている人も含まれる。

会 長 それは多重債務等とかぶるのか。

事務局 かぶる場合が多い。
多重債務というのは債務額の大小にかかわらず、借り手が大きな負担を感じ、支払いが困難であるという場合である。

委員 危害の相談件数のとりまとめで、非常に件数が少ないが、消費相談窓口のみか。保健所の相談件数は、はいつているか。

事務局 県内18の消費生活相談窓口で受け付けたもので、消費者が直接に保健所へ相談したものはいつていない。

委員 東近江地域振興局というのは、保健所も入っているか。

事務局 東近江地域振興局の消費生活相談窓口は地域振興課であり、保健所は同じ局内の他の部署にある。
消費生活相談窓口で受け付けた相談で、内容によっては保健所へ相談されるよう案内することもある。

委員 その保健所の相談件数というのは、いまわかるか。

事務局 把握していないが確認する。

会長 危害・危険に関する相談件数というのは、保健所とかぶる場合があるということなので、もしわかるのであれば、経年的に件数をお願いする。

委員 多重債務者とのやり取りで、次々販売やデート商法というのがあるという話を聞いたが、具体的な対策としては、どのようなかたちを取っているのか。

事務局 次々販売等の被害の対象になりやすいのが、若者、高齢者、特に独り暮らしのお年寄り、未然防止のための啓発に重点をおいて取り組んでいる。
若者向けには高校生講座ということで、社会人になる直前の早い段階から契約について学んでもらうことにしている。また、携帯サイトを使った啓発を行っている。携帯電話からQRコードでセンターのサイトに接続すれば、若者のトラブル情報を見ることができる。
高齢者向けの啓発では、社会福祉協議会等に協力いただき、高齢者の見守りをされるヘルパー等の介護スタッフや民生委員さんなどに話をする機会をいただき、未然防止のための啓発をお願いしている。

委員 それは消費者教育というレベルの対策ということなのだけれども、こういう事業者に対して具体的に指導、あるいは何かされているということはないのか。

事務局 各窓口では、個別の事案毎に必要な応じて業者の呼び出し等指導をしている。センターではこれら悪質業者の情報を収集し、県民生活課と連携をとりながら悪質業者の行政指導に向けて取り組んでいる。

- 会 長 悪質業者の名前というのは、だいたい特定できているのか。
- 事務局 各窓口での悪質業者の事例を収集すると、悪質な販売手口もよくわかり、問題のある業者であることもわかる。これら情報をもとに業者指導に向けて取り組むことになる。
- 委 員 「特商法」の適用で、そのデート商法等については、解除とかクーリングオフといったものは、かなり有効にはたらいっているのか。
- 事務局 業者指導をするときには「特商法」が有効になる。
- 委 員 デート商法というのは、なかなか「特商法」をそのまま使えないケースもでてくるのではないのか。
- 事務局 デート商法については相手が業者というよりむしろ個人の関係になり、センターの呼び出しにも応じない場合が多く指導が難しい。詐欺的な商法であるので、警察との連携が必要になると思われる。
- 委 員 和服の問題では、かなりこのあたりが増えていたという話を聞いていたのだが、どの程度のものなのか？「特商法」をうまく適用できないようなケースであれば、もう少し違ったかたちでの手当てを考えなければいけないと思っているので、もし具体的に困難、あるいは問題点があるのであれば、ひとこと言っていただければと思う。
- 事務局 「特商法」の関係については、先ほどあったように、問題のある業者の情報はセンターからもらい、その情報を基にして、いろいろな県にまたがるものについては、経済産業省で対応されている。県内の事案については、県民生活課で対応しており、昨年度は2件、今年度については1件処分をし、その業者の名前を公表した。
そういう事案については、警察でも捜査をしており、おそらく逮捕されるということになる。また最近では、デート商法事案について、県警に被害届を出されるというかたちで、警察でも対応されている。
- 委 員 相談センターもたくさんあるが、相談を受け付けて、あとで解決の方法とか解決できたというものは何割ぐらいか。
- 会 長 以前そういうデータがあったと思う。過年度の分については、
- 事務局 手持ちデータがないので申し上げられない。センターで解決できるものばかりではない。ものによっては、専門家による法律相談を案内することもある。

- 委員 たいいてい解決の方向性が見つかるということか。
- 事務局 殆どの場合に方向性を見いだして、他の機関を紹介したり、助言や情報提供をしたりする。必要に応じて斡旋にも入る。
- 委員 ほとんどそういうふうに、解決するか、または方向性を示すことができたということか。
- 事務局 そうです。
- 会長 従前の資料に、そういうデータがあったと思う。18年度はわからないが、満足して帰ったのかどうかわからないという、ごく一部のデータがあったけれども、たいいていはそこで斡旋であるとか、誰かに相談するということまでは、いっているということであろう。
この件について、何か。
- 委員 障害者の関係の仕事をさせていただくことになって、どうも、やはり年末年始とか、仕事に行っている合間などに、障害者がだまされやすい状況にある。
その社団法人であるとか、障害者の団体には、周知、啓発をしているのか。
- 事務局 難聴の方が被害に遭われたという情報が入った時には、関係団体に啓発用パンフレットを送り注意を呼びかけるなど、随時の対応をしている。
- 委員 軽度の知的障害者の場合、少しだまされやすい素直なところがあるので、どういふふうに啓発してくれているのかなと思って。
- 会長 この消費生活の問題の一番のポイントは、いかにちゃんと知識を得るのかという部分である。それは条例や基本計画の検討のところ、いろいろ話をしてきたところで、その場合は、例えば学校であるとか、地域団体であるとか老人、高齢者団体とか、そういうところと一緒に学習会をするなり、情報を共有するということが、非常に大事だという議論は一般的にやってきた。
一般的な議論はしたが、個別にどこまでどう実施できたかという話まで、ちゃんとつかんではないが、そういう方向でもものは考えているということと、ある団体についてどこまでやれたか、やっているのかということ、どこかでまとめたほうがいいのかもわからない。
- 事務局 今の件で、知的障害者の場合では、本年度の高校生講座の一環として、養護学校3校に対して講座を開催している。

事務局 先程の保健所の食品等の相談件数であるが、17年度が全部で984件、16年度が715件となっている。だいたい多いのが、異物の混入、かびの発生とか、いろいろな健康異常の訴え、または表示に関するものなどである。

委員 1件、お尋ねしたいが、相談者が相談しやすいかということの観点からいくと、18年度から相談窓口を増やされた。実際には県のほうに問い合わせが多いのか、各市町のほうに問い合わせが多いのかということと、それから窓口に来られての相談が多いのか、あるいは電話か、もしくはそれ以外の、例えばメール等での相談が多いのか、そのあたりをお尋ねする。

事務局 現在、県窓口と市窓口の受付割合はちょうど1対1である。最近、市の窓口が充実してきたこともあり、徐々に市の相談件数が県を上回っているという状況にある。また、電話、来所の割合では、正確ではないが、来所がだいたい2割程度である。ファックスとか手紙等で相談されるケースもまれにある。

会長 ほとんど電話が多いということか。

事務局 そうです。

会長 18年度上半期は和服についての事件が多いという話だが、これはマスコミなどで、こういった問題が指摘されたことで、ニュースでとりあげられたので自分もという話になったのか、それとも、そういったこととは関係ないのか。

事務局 例年ベースより上回っている分については、ニュースで出ていた倒産がらみの苦情や問合せであると思われる。展示販売等で強引な勧誘を受けてしぶしぶ買わされるというという事例も含まれる。

委員 次々販売はだいたい相談件数のなかのどれくらいかという統計はあるか？感覚的なものだと思うし、どれを次々販売というかというのは、難しいと思うが。

それと次々販売の場合は、被害が特に高額になるので、その金額はどれくらいか。逆に、これから次々販売の抑止をしようと思うと、その金額はどれくらいというようなことの情報を出していくことも必要であろう。上半期にはとらえていなくても、1年トータルで、もし統計として出すときがあれば、またお教え願いたい。

会長 特徴的なところをお話しいただいて、いくつかご意見をいただいた。よろしいか。

取りあえずこの案件については以上をもって終わりたいと思う。いずれにしても、こういった傾向を読んで、どういう対策をとれるかというのは次の課題であって、非常に重要なので、またこの会議の場に関わらず、ご質問、もしくはご意

見があれば、いろいろと提案をお出しただけであればありがたいと思っている。

では、二つ目の案件として、滋賀県食品自主衛生管理認証制度の実施状況について事務局から説明をお願いする。

議題3 滋賀県食品自主衛生管理認証制度（S-HACCP）の実施状況について

（事務局説明）[資料5]

会 長 滋賀県で独自のこういう取り組みをやっているという話だが、徐々に成果が出てきているということかと思う。何か意見、質問なりお願いしたい。

委 員 的外れになるかもわからないが、道の駅というのがあるが、午後行くと、ほとんどなくなっている状況で、大繁盛である。豆類の加工品、みそ、いろいろあって、野菜やコーヒーもある。琵琶湖の魚も出ている。どのような指導がなされているのか、お聞きしたい。

事務局 まず、道の駅に出品されている業者さん、これも当然、食品製造業なので、まずはそういった業をおこなうにあたっての許可を取っていただくように当然指導している。

かびの発生とか異物の混入、そういったものについては、これは「食品衛生法」の、不衛生食品の販売等の禁止ということに該当し、抵触するおそれがあるので、そういった点については、保健所のほうに通報いただき、それに基づいて処置をするということになる。通常こういった不衛生な行為はおこなわないように、基本的には許認可の監視指導のなかで、業者を指導している。

委 員 農家の方で、おみそなどを出しておられる。そういう方に対しては、どういふふうにしているか。

事務局 不特定多数の方に頒布、継続してものをつくって売ることについては、これは「食品衛生法」の営業許可を必要とする行為であるので、もしその許可を取らずに、あるいは保健所の指導等を受けずにそういうことをされているのであれば無許可営業ということになる。これについては、私どもは、その販売店、道の駅も、基本的に地元の行政とかが関与して運営されているので、そういったことがないように指導する一方で、業者の方にも、こういった行為には許可がいるし、衛生食品については罰則もあるというようなことで講習、指導をしている。

委 員 このHACCPという点についてあまり知らなかったもので、ちょっと変な質問

になるかもしれないけれども、承認するのは、非常に大変であるし、そういう食の安全を確認されて承認されたら、消費者としては非常に安心なのだが、これだけの工程を経て、いろいろこれだけのことをされるのに、4か月のあいだに31施設が承認されている。それで食の安全推進室で、この承認制度にかかわっているのは何人かということと、それからもう一つは、消費者としては、安心であるが、国のHACCPとS-HACCPというのは、Sのほうがちょっと厳しいところが1、2カ所あるということだが、その二重構造というか、2つの承認機関をつくるというのは、どういう意図というか目的があるのか、お聞かせ願いたい。

事務局

まずこの滋賀県のS-HACCPの運営にあたっては、私ども食品安全管理センター8名で事務をおこなっている。いかにも18年の4月から認証を開始して、すぐに31施設を認証したように見えて、非常に、そんなのでいいのだろうかというふうに思われたかもしれないが、実は平成15年に制度を創設するという宣言をした関係もあって、実際は3年ぐらい前から徐々に準備を進めていて、なかには、早く認証を取りたいから、早く制度をつくってほしいという要望もあったのだが、私どもの体制が整わないということで、18年の4月からスタートした。それ以前にもう準備をされているので、早くカリキュラムを進めたところは、4月を待って申請をしてきたので、比較的早く認証行為をおこなったということで、今後は、少し時間がかかると思われる。

それから、国と滋賀県の制度だが、もちろんおっしゃるように、同じような制度が違う機関でおこなわれているのは、これはどうなのかということであるが、国を批判するつもりは毛頭ないが、国は平成8年から全国的におこなっていて、577施設の853食品というのは、日本で指折りの、有数の大手ばかりである。

これを見ていただくとわかるのだが、10年間で853ということは、1年間で85程度。これが全国である。滋賀県だと、一つあるかないか、というような図である。滋賀県の状況を見ると、10年間で6つしか取れていない、ということなので、なかなか取りにくいというのがある。

私どもは、基準はちょっと多めに設定をしているが、認証は取りやすくしているので、みなさま方のお近くで、名前もなじみのあるような、先ほどのメーカーさん、そういうところでも比較的取れる、頑張ったら取れるというようなところに目標を置いて、そういった意味からも、励みに、目標にさせていただくように考えている。最終的には滋賀県のかんりの業者さんに、こういう認証を取っていただきたい。

それから、仮に取れなくても、第2ステップか第3ステップまでいくと、かなり、工場の衛生管理が進むので、少しでも意義があると思っている。

会長

いまのことについて、よろしいか。それではその他。

委員

消費者にとっては、ほんとに安心、安全な認証制度ということでもいいと思うし、かなり重い縛りだなというのが感想である。メリット、デメリットのところ、

人とか時間がかかり必要だというのが書いているが、お金もかかると思う。業者さんにとっては、責務とはいえ、格差ができるのではないかという懸念と、それから国の認証制度の一つに認証されてからも、いくつか気がつく問題点がある。

そのHACCP制度を本当に環境のISOのように、すべての業者さんに取得してほしいという思いはあるが、事業者さんの格差という点で、お金もいる、人もいるということでの、今後の課題みたいなものを思われている点があればご指摘いただきたい。

事務局

確かに、従来の法律とか法令において、これはしてはいけないとか、こういうことは守りなさいということは、モラルから考えると、非常にレベル的には最低限のところで法令基準というのは定められている。

いま社会が求めているのは、安全性とか、品質も含めて、非常に高いものを求めているので、食品の製造業においても、仮にその競争社会で生き残っていこうと思えば、こういった安全性のなかでも、かなり万全を期して管理対策をしていかなないと、生き残りは難しいだろうという話を私どももさせていただいている。

そういう意味で、非常に縛りが多いというふうに受け取られるのは仕方がないと思うが、食べ物として口に入る以上、一定の義務と言うか、これだけはやらなければいけない、これだけはやろうというふうに決めたことについては、やっていただく。これはもう後退はできないので、やっていただきます。

ただ、大手だからやりやすく、中小、あるいは小規模だからやりにくいかと言うと、これは視点の違いと言うか、例えば家族で、3人、5人で経営している場合、みんなこれをやるぞというふうに決めたときに、一致団結する力、そういうものは、かえって小規模であるがゆえに伝わりやすい。あるいは決めたことをストレートに守りやすい。そういったこともある。

例えば検査にお金がかかるという部分もあるが、少量多品種をつくっておられるところについては、非常に検査項目が多くなるので、少し荷重がかかってくる。単一製品をずっとつくっている場合だと、そういう意味では、相手が少ないので、重要な工程だとか、あるいは検査の必要性が、かなり狭まってくるので、その点で管理がしやすい。

それは確かにその業態の内容にはよるけれど、一概に、小規模だから負担があって、大規模、大手だから負担がないということでもないと思われる。

委員

私は、小学校に勤めていて、給食をいただいていた。認証施設を管理いただいているが、いろいろ問題もあると思う。チェック体制はどうなっているのか。

事務局

一応私どもは、認証を与えたところについては、通常はだいたい年2回とか3回、製造工程の検査をしていたが、認証を取ったところについては1回だけ、外部検証という、抜き打ちで、いわゆる第三者としてそこへ入って行って、検査を行うというふうに、定期検査をしている。

ただ、外部の目で指摘されるのではなくて、先ほど内部検証と申し上げたが、

内部検証を課しているのです、自分のなかで、例えば半年に1回、内部ではあるけれど、検証して、客観的にやりなさいと。改善を要する場所については、改善していきなさいということ指導している。

あくまでも自主衛生管理なので、これはまわりから強制されてやるものではない。自分がやろうと決めて、自分がその目標に向かって徐々に階段を上っていくということ、事業者のみなさんに申しあげている。

会 長 こういう認証制度を取ったところに、何らかの社会的なインセンティブが移る。だからそれが格差につながるの、致し方ないという話ではないかと思う。いいことをやっているのはいいのだということであろう。

 認証を取れるところが、大手とかお金のあるところだけになるのではないかという心配をするけれども、それほどのものではないだろうと。そのへんの読みは、今後また再検討があるかもしれない。取りあえずこれは取ろうと言っているのだから。その他ご質問は。

委 員 H A C C P 自体、先ほどご質問があったように、一般の消費者にとっては認知度が非常に低い。それに S - H A C C P とつけても、ほとんどの方が、もし表示をされていても、それを手がかりに、この取られた事業者さんを選択されるということが少ないのではなからうかということで、経年に仕組みが回っていくためには、これをいかに県が広報しているとか、あるいは認証を取得したところが、これだけメリットがあったということがあれば、まだ取っていないところが取ろうというふうになっていって、より仕組みが回るとか、そういうことの施策については何か考えているか。

会 長 日本語の名前が長いというので S - H A C C P にしたのだけれども、それもわからないということか。

委 員 こだわり滋賀の野菜とかが、やっとこのごろ、わかってきたという程度で、より言葉が難しいので。それとも、その一般の消費者にはわからなくていいけれども、これをもとに購入される、流通さんがわかっていけばいいと考えているものなのか、どういう意味合いの施策なのかということ、お教え願いたい。

会 長 一般消費者が理解してくれないとこの制度はたぶん維持できないというか、基盤がちゃんとしないうちであろうと思う。

 その意味では、名前から知ってもらうというのは必要ではないか。そうするとこのネーミングだけで通せるのかという若干の批判が。

委 員 若干ある。

事務局 平成19年度、制度2年目にあたっては、部長等の叱咤激励を受けて、さらに

広報活動、普及活動に努めるように、いま検討をしているところである。

会 長 知らない名前だから、「それなあに」というふうに引きつけてやるスタイルがないわけではないが、あまりそれだけではうまくいかないと思う。そのことは、お考えいただくと。

事務局 国の制度が、雪印の問題があった時に、効果がないのではないかと。そういった試練もありながら、今回不二家の消費期限切れの問題、これもS-HACCPを、手前味噌だが、導入していただければという思いだ。

会 長 内容には自信があるということ。

委 員 そういう議論というのはどこでやっているのか。名称問題なんかは。

会 長 名称はだいたいやっているところ、担当課が決めていく。だから、そののセンズがいいか悪いかだろう。

委 員 いや、むしろ、いまみたいな議論になってしまうのは非常にもったいないと思うので。

お金もかけているし。やはり消費者の目線から見た外国語排除というか、われわれの仲間に英語はできるだけ使うな、文書を書くときに英語は使うなという立場の人もいるけれども、こういう頭文字をつけていくと、なかなか専門家でないといわからなくなるのは事実なので、これはもう少ししていねいな配慮が必要ではないかと思う。

最初のマーケティングというのか、知らしめていくという手法を、前段階で、考えてもいいのではないかなという気がする。だから、そういう取り組みとして、もう少し練ってもいいのではないかと。新しい制度であるし、名前を変えるというのか、企業も名前を変えていく時代だから、充分あり得る話ではないかと思う。

私自身が気になっているのは、先ほどの事業者間格差の問題である。

この制度が、どんなに意味を持つのかと、逆に言うと宣伝しないほうが、事業者間格差がなくなるのだが、それは意図するところではないだろうと思うので、やはりその事業者の規模に応じて適切な安全管理をできるような、そういうシステム、段階的なシステムを先につくらないと、大きな企業で大量生産するときは、こういうものは必要なかもしれないが、そうでないところでも、例えばあるだろうと。

滋賀県が認証するというのは、そういう意味では大きいものがある。

ただ、まわりから見ていると、検査体制としては甘いと思わざるを得ない。それはやはり内部検査だからである。第三者が入ったかたちでないと、先ほどの不二家の例もそうなのだが、内部でやっているのと、どうしても甘くなってしまう。そうではない体制をつくるということで、初めてその検査が1回で済むとい

うことになるのではないかと思います。

委員 H A C C Pというのは数年前から私も聞いているが、あくまでも業界用語的なところが、いまだにある。なかなか普通のというか、県民のみなさんが、これを読んで理解することは非常に難しいと思う。

業界のなかでも、いまほどお話が出ているが、大手の方はだいたい理解をしておられる。ところが、中小零細企業に至っては、理解まではできても、なかなか認証を受けようという気持ちにならないというか、お金がかかるとか、いろいろなことが出ている。

保健所の抜き打ち検査もあるが、定期的に検査を受けることによって、それをクリアすると、もうそれでだいたい業者は安心してしまって、これでよかったというようなことで、保健所の営業許可証とかを店頭に飾る。それよりなお高度な制度であるので、これからじわじわ浸透していくのではないかと思います。

一般のみなさまにというよりも、業者、食品の業界の方に、もっともっと宣伝とか、P Rをされたほうがいいのではないかと思います。

会長 説明会への参加は403社、これはだいたい県内で想定できるところは大半、来られたか。

事務局 ええ、末端まではいっていないが、かなりのレベルの業者さんは来ている。

委員 保健所関係とか食品衛生協会とかが県単位である。そのへんとの整合性はどうなっているのかと思った。そのあたりから、もちろん講習会とか講演会のお誘いは受けるが、なかなか、業界のなかでも難しい。いまのところは浸透しにくいような感じだ。大手の方は浸透しているだろうけれども。

これを見せていただくと、同じ企業の方が工場によって1個、2個というふうに取りだされていたりとかあるので、なかなかみなさんまでがというのは難しい。これからだなと感じた。

会長 いま、こういう制度が、非常に困るというご意見では、もちろんみなさんないわけで、どんどんやっていただければという方向である。しかし、少し、さらにブラッシュアップするために考えてもらう部分があるのではないかと思います。

この議題もよろしいか。

それでは二つの大きな議題について、以上、いろいろご質問なりご意見なり承ったが、その他ということで、まず事務局から配布物、資料等について説明をお願いします。

(事務局説明) [参考資料]

会 長 事務局から資料の紹介があったが、その他、委員のみなさまから、何か意見とか質問があれば。

委 員 本日の議題とは直接関係ないが、先程消費生活センターの相談受付状況について報告があったが、相談を受けられる相談員さんの雇用期間のことで、以前議論したけれども、5年という期間のなかで、雇い止めされているということについて。

実際には、やはりいろいろ相談内容も複雑になっているし、相談を受けられる方のノウハウ、知識というのは、ある程度年数を経験されないと蓄積されていかないものだと思うので、そのへんの運用が何かかならないかという話が、以前に出ていたのだが、それはその後どうなっているのかと思って。

会 長 いまのは、とりあえずご質問というかたちだが、相談員さんの最大5年という雇い止めについて、去年3月頃議論をした。5年が切れた場合、再雇用の問題等が起こるのだけれども、相談機能の強化と言っている折から、その点はどうなっているのだというご質問があったので、考え方を少し事務局から願います。

事務局 相談員さんについては、県の基本的な考え方として、嘱託員という制度を設けており、嘱託員については、最大4回更新、最大5年という雇用になっている。そうした制度を、相談員の要綱でも、5年というかたちで適用している。

これまでも相談員さんを雇用する際に、最大5年という条件をつけさせていただいている。

もう1点は、もともと1年更新でというのが前提条件としてある。県の予算が確保できるとか、仕事そのまま継続的にあるという場合には、4回まで更新ができるというのが基本である。

ですから、一部の方は別であるが、現在願う方については、例えば今年採用させていただく方についても、最大5年しか雇用できないという条件を示させていただいたうえで願っている。

会 長 取りあえずそういうお答えであったけれども。

委 員 消費生活アドバイザーコンサルタント協会のほうから専門家を1千人ぐらい、私どもの団体で取りまとめているので、一応正式にはないのだが、就職の情報のようなものは内部で回る。

当然そのときに、近畿地方のなかで、そういう専門資格を持っていて、行政の相談ができるような能力のある方たちというのは、大阪、兵庫、いわゆる都市部に集中している。

そのなかで、みなさんができるだけ滋賀に行ってほしいと、私は滋賀県の人間なのでそう思うのだが、そのときに雇い止めがあるかないかということは、採用

される側にとっては問題である。

もちろんその県の嘱託という縛りがあるのは知っているが、そういうことを越えて、専門職だから、そういう分野の嘱託の方は10年まで雇おうというような地域があると、行政の大きさにかかわらず、そういうところへすごく有能な方が流れてしまうというのが、現在の状況である。

ですから、限られた予算のなかで、質のいい方を継続的に相談業務にあたっていただくと思われると、いまのシステムは、いい人材を滋賀県に集めることができにくくなりつつあるということだけのご認識をいただいて、消費者行政の観点から何とか、できるだけこの分野の専門分野の方の嘱託の雇用期間の延長、5年の雇い止めを外すような条項に関して、ぜひお知恵を出していただければ。

非常にもったいないと思う。滋賀県で育成されたノウハウのある人材が、よその行政に流れるから。これが現状になっている。

会 長 情報の蓄積と経験の蓄積というのがいる分野だろうと思う。ただ、一方では県のほうの人事行政の要請というのもあろうから、どちらか一方で簡単に話がすむとは思わないが。

条例改正とか、基本計画の議論をするときに、こういうふうな相談業務を充実するのであれば、県もお金を出さないといけないのではないかという議論をずっとやってきた。

そのときに、一つ大きいのが、相談員さんを確保できるか、優秀な相談員さんを継続的に確保できるかということであったのは確かであると。

その話と、一般的な嘱託の方の5年ということと突き合わせた場合に、その解決策はどこにあるのかは、にわかには判断しにくいのだが、この審議会として議論してきた中身からすると、経験ある方は、単純な理屈で5年というので形式的に切るというのはあまり好ましくないのではないかと、私個人としては考えている。

ですから、たぶんこれは人事のいろいろなところで、いろいろな判断があろうかと思うが、少しこの点をご考慮いただきたいと。これも個人的な意見になるのだが。

審議会として決議するとか、そういうかたちのことを取りあえずは考える必要はないことであるが、消費者相談業務の強化という方針と、今の話について、今後の方向性を考えていただければありがたいと思う。

委 員 他府県の例で聞いた話だが、もう少し西のほうの県であるけれども、やはりその都市に有資格者がいないという、そういう例を聞いたことがある。

それで、どういうふう確保されているのかとお聞きしたら、家族で赴任してこられる。3年か4年の間。地方にそういうふうに来られる方に、なかに有資格者がおられて、その人に相談業務をお願いしていると。

その人がいなくなったらどうなるのかという話をしているのだが、やはり資格がないと。相談員にして、そしてその資格を取って、そこで相談業務をやっている

ただくというような、まさに人材の確保をやっている。

やはり魅力的なある程度の職場でないと、そういう専門家が育たないという現実も、一方であるということ。そういうところもご考慮いただければと思う。いまから人材難の時代だろうというふうに思うので、よろしく願います。

事務局

基本的には、雇用契約の話になるので、私どもの一存でできないという問題もある。

それともう一点は、全国的な流れのなかで、消費生活相談をどうしていくかという話もある。例えば大阪府では、関西消費者協会にお願いをして、より専門的な立場からご相談をいただいているというようなケースもある。

だから、いろいろな手法が考えられる。しかもこれから県自身がどうしていくかという問題であるので、そうしたこともあわせながら考えていくことになる。

場合によっては本当に高度になってくれば、職員のほうで相談を受けていかないとできない場合も出てくると思う。

特に先ほど「特定商取引法」の話があったが、そうした法律の適正な運用となってくると、より専門的であるし、処分ということもあるので、そうしたことは逆に県の仕事が、そのあたりにシフトするのではないかという思いもある。

一方、市においては、基本的には相談業務をやるということ、一定の整理をしながら考えていかなければならないというふうに考えている。

いずれにしても、相談体制の在り方というのは考えていかなければならないという答申をいただいているので、今後検討させていただきたいと思う。

会長

これはかなり多様な方面からの検討がいる課題でありながら、この審議会の議論の流れからすると、経験と情報を大事にということもあると思うので、なかなか難しいかと思うが、検討、考慮いただければと思う。

そのほか何か。よろしいか。これで今回の審議会を終わりたいと思う。どうもありがとうございます。